

すこやか子育て支援事業について

①保育料等の助成

平成17年4月2日以降生まれの1歳から就学前までの保育園等に入園する幼児に対して、保育料等の1/2を助成します。
※これまでは第3子以降、第1子0歳児のみ対象

○助成の特例

平成17年4月1日以前生まれの1歳から就学前までの幼児の場合は、保育料等の1/4を助成します。

○経過措置

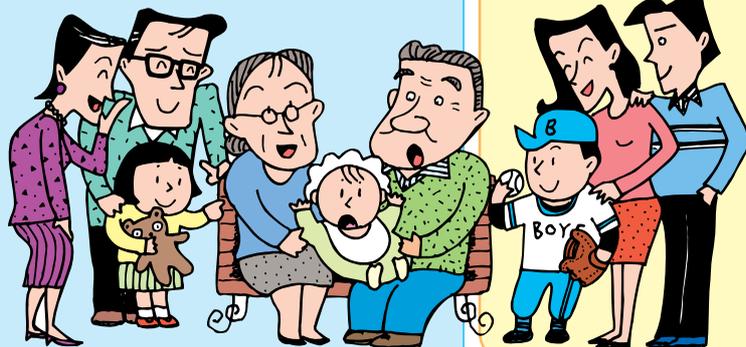
平成18年4月1日以前生まれの第3子以降、第1子0歳児の場合は、経過措置として、所得制限を設けずに、これまでどおり保育料等の全額を助成します。

②乳児養育支援金

平成17年4月2日以降生まれの0歳児に対し、月額1万円の養育支援金を支給します。

○支給時期(年3回)

8～11月分は12月に、12～3月分は4月に、4～7月分は8月に、それぞれまとめて支給します。



出生位	生年月日	助成期間および助成内容	
		0歳	1歳～就学前
第1子	17 4 1以前	経 保育料無料	特 保育料の1/4
	17 4 2 ～ 18 4 1	乳 月1万円 または 経 保育料無料	新 保育料の1/2
	18 4 2以降	乳 月1万円	新 保育料の1/2
第2子	17 4 1以前		特 保育料の1/4
	17 4 2 ～ 18 4 1	乳 月1万円	新 保育料の1/2
	18 4 2以降	乳 月1万円	新 保育料の1/2
第3子 以降	17 4 1以前	経 保育料無料	経 保育料無料
	17 4 2 ～ 18 4 1	乳 月1万円 または 経 保育料無料	経 保育料無料
	18 4 2以降	乳 月1万円	新 保育料の1/2

乳 月1万円..... (新規) 乳児養育支援金
月額1万円を支給

経 保育料無料..... (経過措置) 保育料等の全額を助成

特 保育料の1/4... (特例) 保育料等の1/4を助成

新 保育料の1/2... (新規) 保育料等の1/2を助成

乳 月1万円と経 保育料無料の支援が重なる場合は、
保護者の申請に基づき、いずれか一方に決定します。

所得制限の基準

①と②の助成は、父母等の所得額が県で定める所得制限基準額を超えない世帯が対象となります。
※県の乳幼児福祉医療制度(通称:マル福)と同一
◇1月～7月分までは前々年の所得により、8月～12月分までは前年の所得により審査します。
以前に申請した方でも、所得審査のため8月に再度申請が必要です。

扶養親族等の数	父または母の所得額
0人	2,672,000円
1人	3,052,000円
2人	3,432,000円
3人	3,812,000円
4人	4,192,000円
5人	4,572,000円

申請手続き

①と②の支援を受けるためには、市役所各庁舎で申請する必要があります。

＜必要なもの＞

- ・印鑑
- ・福祉医療費受給者証の写し
- ・振込口座のわかるもの
- ・第3子以降または第1子0歳であることを証明する戸籍謄本(経過措置で保育料助成を受ける方)

問合せ 仙北市福祉事務所 長寿子育て課 子育て支援係 TEL(43)2280

○(特別)児童扶養手当現況届を提出してください。

(特別)児童扶養手当の受給資格のある方は、支給要件の確認のために毎年8月中に現況届を提出する必要があります。

提出がない場合は手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

日程及び会場
8月 8日(火)田沢湖総合開発センター
8月 9日(水)角館庁舎西側庁舎・西木開発センター
8月10日(木)田沢湖総合開発センター・角館庁舎西側庁舎

※ 詳細は、郵送済みの通知をご覧ください。

○児童手当法改正による新規認定請求 および額改定請求は済みましたか？

対象:小学校5・6年生のお子さんがある方
所得制限限度額超過のため非該当となっていた方

※ 9月30日まで申請すると特例として4月分から支給となります

問合せ 仙北市福祉事務所 長寿子育て課 総務企画係 TEL(43)2280

平成18年度 仙北市戦没者追悼式

日時:平成18年8月10日(木)10:00～(9:50まで参集)

場所:角館広域交流センター ※献花する花を1輪ご持参ください。

問合せ 仙北市福祉事務所 社会福祉課 総務企画係 TEL(43)2288